

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び東京都漁業調整規則第12条第2項第5号並びに同法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定に基づき、令和3年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和3年7月14日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

底立てはえ縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底立てはえ縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、新トン数適用船舶及び旧トン数適用船舶ともに 100 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。※
※「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 3 年 8 月 1 日から同月 15 日までとする。

3 許可の基準

別添「令和 3 年における底立てはえ縄漁業の許可及び起業の認可方針第 3 の 5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
7 隻	東京都海面（東京都の地先海面をいう。）（次の海域を除く。） 1 小笠原海域 2 北緯 34 度以北の海域 3 銭洲、御蔵島及びイナンバ島周辺における次のイからへの点を順次結んだ線及びへとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナンバ島距岸 12 海里の線、ホとへは御蔵島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯 34 度 00.2 分 東経 138 度 45.5 分 ロ 北緯 33 度 50.2 分 東経 138 度 37.8 分 ハ 北緯 33 度 48.2 分 東経 138 度 37.8 分 ニ 北緯 33 度 48.2 分 東経 139 度 08.6 分 ホ 北緯 33 度 39.7 分 東経 139 度 31.8 分 へ 北緯 34 度 00.2 分 東経 139 度 48.8 分	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
1 1 隻	4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからタの点を順次結んだ線及びタとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとへは八丈島距岸 20 海里の線、リとヌは青ヶ島距岸 6 海里、ルとオは青ヶ島距岸 12 海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯 33 度 36.7 分 東経 139 度 47.8 分 ロ 北緯 33 度 29.2 分 東経 139 度 44.1 分 ハ 北緯 33 度 25.4 分 東経 139 度 31.0 分 ニ 北緯 33 度 17.4 分 東経 139 度 33.8 分 ホ 北緯 33 度 12.8 分 東経 139 度 21.1 分 へ 北緯 32 度 50.7 分 東経 139 度 29.1 分 ト 北緯 32 度 50.2 分 東経 139 度 44.3 分 チ 北緯 32 度 27.2 分 東経 139 度 31.5 分 リ 北緯 32 度 26.8 分 東経 139 度 38.3 分 ス 北緯 32 度 26.3 分 東経 139 度 54.0 分 ル 北緯 32 度 26.2 分 東経 140 度 00.1 分 オ 北緯 32 度 34.7 分 東経 139 度 58.3 分 ワ 北緯 32 度 35.4 分 東経 139 度 46.8 分 カ 北緯 33 度 23.7 分 東経 140 度 15.3 分 ヨ 北緯 33 度 23.9 分 東経 140 度 07.8 分 タ 北緯 33 度 35.0 分 東経 140 度 14.3 分	静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。
2 隻	5 鳥島距岸 8 海里以内の海域 6 ハロース（ベヨネーズ）及びスミス島距岸 6 海里以内の海域（ただし、5 月から 12 月までは 3 海里以内の海域）	神奈川県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
1 隻	6 ハロース（ベヨネーズ）及びスミス島距岸 6 海里以内の海域（ただし、5 月から 12 月までは 3 海里以内の海域）	大分県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。